

土壌汚染対策法に基づく政省令について

1．土壌汚染対策法施行令（政令）について

(1) 特定有害物質（§ 1）

法の対象物質として、カドミウム、トリクロロエチレン等の 25 物質を定める。

(2) 調査命令の要件（§ 3）

調査命令が行われる場合として、以下の場合を定める。

- 地下水汚染が発見され、その周辺で地下水を飲用等に利用している場合
- 土壌汚染のおそれがある土地が、一般の人が立ち入ることができる状態になっている場合

2．土壌汚染対策法施行規則（省令）について

(1) 土壌汚染状況調査の方法（§ 2。具体的には § 3 ~ § 11）

- 以下の物質の種類ごとに、以下の調査を行う。（§ 5）
 - ・ 揮発性有機化合物は、土壌ガス調査と土壌溶出調査
 - ・ 重金属等は、土壌溶出量調査と土壌含有量調査
 - ・ 農薬類は、土壌溶出量調査

() 「土壌ガス調査」 = 土壌中のガスを採取し、濃度を測定する。

「土壌溶出量調査」 = 土壌を採取して、水に溶出させる試験を行い、検液中の濃度を測定する。

「土壌含有量調査」 = 土壌を採取し、土壌中に含まれる物質の量を測定する。

- サンプリング地点の数は、100 m²に 1 点とし、土壌汚染の可能性が低い場所は 900 m²に 1 点とする。（§ 4）

(2) 指定区域の指定基準（§ 18）

土壌汚染のある土地として指定される「指定区域」の指定基準を定める（別紙 1）。

(3) 汚染の除去等の措置に関する技術的基準（§ 22。具体的には § 23 ~ § 30）

汚染土壌の直接摂取によるリスクの観点からの措置（§ 27）

盛土（覆土）措置を原則とし、土地利用状況や措置実施者等の希望によっては、立入禁止措置、舗装措置、掘削除去措置等を実施。

地下水等の摂取によるリスクの観点からの措置（§ 23 ~ § 26）

- 地下水汚染が発生していない場合は、地下水のモニタリングを実施。
- 地下水汚染が既に発生している場合は、汚染の状況や措置実施者等の希望により、封じ込め措置、掘削除去措置、原位置浄化措置等を実施。

（出典：環境省資料による）

